

令和3年8月27日

障害福祉サービス事業所 各位

安城市役所障害福祉課長

放課後等デイサービス事業所等の代替的なサービスへの対応について（その5）

日ごろは、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、感染の拡大を防ぐため緊急事態宣言が愛知県において再発令されました。つきましては、見出しの件については以下のとおりとしますのでご理解とご協力をお願いします。

#### 記

##### 1 代替的なサービスについて

上記の理由により、放課後等デイサービス事業等において代替的なサービスによる支援を認めます。方法及び注意点については、令和2年4月27日付け「新型コロナウイルス感染症対策のための放課後等デイサービス事業所等の代替的なサービスの提供に対する本市の考え方について（通知）」に示したとおりです。

なお、上記通知内の『厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第2報）（令和2年2月20日事務連絡）」及び「新型コロナウイルス感染防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（令和2年3月3日事務連絡）」別紙Q&A』については廃止等されていますので、「新型コロナウイルス感染防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その2）（令和2年6月30日事務連絡）」と読み替えてください。

##### 2 有効期間

本件は、愛知県が緊急事態宣言区域に指定されている期間中に提供された放課後等デイサービス事業及び児童発達支援事業に対して有効とします。

##### 3 その他

- (1) 代替的なサービスの実施前に支援内容の相談及び保護者同意書の写しを提出、実施後に支援提供記録表等の写しの提出を忘れずにお願いします。
- (2) 以前、保護者同意書の写しをご提出いただいている場合でも、支援内容等に変更がある場合は、再度ご提出をお願いします。
- (3) 同日に複数の事業所からの請求はできませんので、支援を実施する際には重複が無い様に事業所同士であらかじめ調整するなどしてください。
- (4) 国や県の動向、新型コロナウイルスに対する社会情勢の変化により、対応が変更となる可能性があります。

問い合わせ先 安城市役所福祉部障害福祉課障害給付係  
電 話 0566-71-2259 (直通)  
F A X 0566-74-6789  
E メール shofuku@city.anjo.lg.jp